

社会福祉法人東広島市社会福祉協議会 次世代法・女性活躍推進法一体型行動計画

職員が仕事と子育てを両立させ女性が活躍できるような雇用環境の整備を行うため次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
2. 目 標 職業生活と家庭生活との両立ができる雇用環境の整備を図る。
3. 取組内容

（1）職場と家庭生活の両立が図られるよう残業時間の削減（月平均5時間）と業務体制の見直しを行う。
--

●令和7年4月1日～

- ①長時間労働の実態把握をするため無記名アンケートの実施や分析を行う。
- ②残業が常態的にならないよう勤怠管理システムを利用し、残業時間が一定数を超えた職員と上司に対し指導等を行う。
- ③チーム全体で勤務時間内に業務を終了させるため、業務体制を見直しや職員間での助け合える職場づくりを目指す。

（2）育児休業等の制度の周知と子育てを行う職員の雇用環境を整備する。

●令和7年4月1日～

- ①育児休業等の制度を職員に周知するため定期的に社内インフォメーションで周知を図る。
また、社内に相談窓口を設け個別対応を行う。
- ②子育てしやすい雇用環境を整備するため短時間勤務制度に加え始業・終業時刻の繰り上げ、または繰り下げの制度を導入する。
- ③顧問社会保険労務士や産業医と定期的に協議を行い、必要な規程の整備や労働者の健康管理や相談ができる機会を設ける。